

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	長門市 (352110)
地域名 (地域内農業集落名)	油谷宇津賀地区 (上津黄・東津黄・西津黄・東後畑・東立石・西立石・大畠・青村・小田・赤屋・木吹・大川尻)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	235 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	235 ha
② 田の面積	235 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	— ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	— ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	17.87 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、土地利用型農業の地区内の担い手が6者(個人5者、法人1者)のみで農地を借り受け耕作を担っている。また、多様な担い手として小規模農家が耕作継続していることで、地区内の農地を守っているのが現状である。今後、地区内の担い手が営農継続が不可能になった場合やリタイアした場合などの対策が必要である。さらに、今後、小規模農家の高齢化や後継者不足により規模縮小やリタイアが増える恐れがある。 また、地区内の大部分が棚田であり、大規模経営が難しいことから、小規模ながら多様な担い手により保全していく。</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>・宇津賀地区全体で、認定農業者を核としつつ、多様な担い手として小規模農家が耕作を継続していく。また、地域外からも農業者を受け入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。 ・畜産が盛んな地域であるため、水稻、飼料作物を主要作物としつつ、耕畜連携による有機農業等を通じて棚田米等付加価値の高い農産物の生産を進め、飼料作物の作付けにより農地を保全する。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けによる担い手(農事組合法人、認定農業者)への農地の集積・集約化を基本としつつ、集積困難な農地は担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.4	%	将来の目標とする集積率
			13.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への集積・集約化により団地数の維持又は減少、団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
今後、耕作者が離農する際は、農地利用最適化推進委員と農地集積コーディネーターと調整し、原則として、担い手を中心に隣接農地の耕作者が借り受けることで、円滑に農地の集積・集約化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
耕作者の離農が生じた際は、原則として地権者は農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
現在、当地区内で耕作している担い手への集積を中心とするが、担い手が病気や怪我等によるリタイヤにより営農継続が困難となった場合、地域内外から、多様な経営体を募り、担い手の確保等を検討していく。担い手育成にあたっては、市、県、JAが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる作業は、農業支援サービス事業者等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦地区内の農道・水路等の施設について、水路清掃、農道草刈り等の共同作業は地域の地権者全員が行い、地区外の担い手は作業に参加しないこととしているが、今後、地権者の高齢化に伴い共同作業に出る人が減少傾向であるため、維持管理手法についても検討・協議していく。
- ②、⑨有機農業等の推進や、飼料作物の作付けなどの耕畜連携により農地を保全する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		飼料作物	0.59 ha	— ha	飼料作物	2.10 ha	— ha	A	
認農		水稻、野菜、大豆、小豆	2.93 ha	— ha	水稻	12.72 ha	— ha	B	
認農		飼料作物、肉用牛	3.18 ha	— ha	飼料作物、肉用牛	8.66 ha	— ha	C	
認農		水稻、飼料作物	1.65 ha	— ha	水稻、飼料作物	2.77 ha	— ha	D	
認農		自己保全管理	0.62 ha	— ha	飼料作物	0.83 ha	— ha	E	
到達		水稻、飼料作物、野菜、肉用牛	3.79 ha	— ha	水稻、飼料作物、肉用牛	3.55 ha	— ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		12.76 ha	0 ha		30.63 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		共同防除	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。